広島市文化創造センター及び広島市中区民文化センター

舞台管理業務仕様書

本仕様書は、文化創造センター及び中区民文化センターホール系施設における、舞台、照明及び音響装置の管理操作等舞台管理業務について必要な仕様を定めることにより、当施設の円滑な運営を確保することを目的とする。

１ 文化創造センター及び中区民文化センターホール系施設とは、主に次の施設をいう。

(1) 文化創造センターホール

(2) 文化創造センター多目的スタジオ

(3) 文化創造センターオーケストラ等練習場

(4) 文化創造センター市民ギャラリー

(5) 文化創造センター視聴覚スタジオ

(6)　中区民文化センターホール

２ 発注者が受注者に委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 舞台・照明・音響装置、映像設備・展示パネル・備品等の管理及び操作（文化創造センターのみ）

(2)　照明装置、備品等の管理及び操作の補助（中区民文化センターホールのみ）

(3) 主催者が帯同した操作員に対する指示・監督

(4) 保守点検における立会（文化創造センターのみ）

(5) 催物の打ち合わせ

(6) 施設の案内（文化創造センターのみ）

(7) 楽器・機材・展示品等の搬入、搬出の指導（文化創造センターのみ）

(8) その他施設利用にかかる付帯業務

３ 業務実施日及び業務実施時間は次のとおりとする。

業務実施日 令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

ただし、令和７年１２月２９日から令和８年１月３日までの間及び以後４年間（令和１２年まで）の同日の間並びに発注者の指示する日を除く。

業務実施時間 午前８時４５分から午後９時１５分まで

ただし、施設の利用に応じ発注者受注者協議のうえ、業務実施時間の変更・延長・短縮を行うことができる。

４ 受注者は、本業務遂行に携わる技術者を次のとおり発注者へ文書をもって登録し、常時必要な人員を配置するものとする。

(1) 技術責任者（経験年数が概ね１０年以上）

(2) 技術者（舞台・照明・音響操作の各専門技術者で、各操作について熟知している者で、経験年数が概ね５年以上）

５ 技術責任者は、舞台・照明及び音響のいずれかの業務に概ね１０年以上の経験を有しかつ舞台業務全般に精通し、業務員全体を把握・総括し得る能力をもつ者をもって充てなければならない。

６　施設及び設備の取扱いは、汚損、破損等がないように慎重に行い、その保全に努めなければならない。

７ 施設及び設備に事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、現場に急行し、事故状況等を確認後、その状況を発注者に連絡し、適切な処置をとること。

８ 受注者は、本業務の遂行に必要な限りで、発注者の施設・設備を無償で使用することができる。

９ 本業務に必要な経費のうち、電気料、水道料は発注者の負担とし、その他のものは受注者の負担とする。

10　受注者は、発注者が実施する次の管理運営事業に、本業務に支障のない範囲で業務従事者を参加させなければならない。

なお、参加に要する経費は、本業務の委託料に含むものとする。

1. 調整会議（警備、設備、清掃等の業者を交え、施設の管理運営に関する情報交換等を行う会議）

毎月１回開催。開催日は、原則として各月の最終水曜日。

(2) 消防計画に基づく消防訓練

　　　毎年２日実施（各日において昼間想定、夜間想定各一回）。実施月は、原則として６月及び１２月

11 受注者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務実施計画書は、年間計画書及び月間計画書とし、年間計画書は契約締結後速やかに提出し、月間計画書は前月の２５日までに（４月分については、契約締結後速やかに）提出して、それぞれ発注者の承認を受けなければならない。

(2) 委託契約約款第１２条第１項に定める委託業務実施報告書は、業務日誌及び１か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、業務日誌については業務終了の翌日（休日等についてはその翌日）に、月間報告書については翌月１０日までに（ただし３月３１日の業務日誌及び３月の月間報告書については、３月３１日の業務終了後に）、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。

(3) 業務に従事する技術責任者及び技術者の住所、氏名及び生年月日を、契約締結後速やかに発注者に報告するものとする。技術責任者又は技術者に変更があったときも、速やかに発注者に報告するものとする。

また、日々勤務する職員の、勤務体制についても発注者に報告するものとする。

(4) 業務員の遵守事項は、次のとおりとする。

ア 勤務中は服装を正しく、来館者に対しては礼儀正しく応対すること。

イ 休憩は、指定の場所で行うこと。

ウ 発注者の指定する衣服を着用すること。

12　検査完了期日（期限）

発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月１９日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して９日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が３月３１日を越える場合は、３月３１日とする。

13　受注者は、次のとおり引継を行うこととする。ただし、引継にかかる費用については、受注者の負担とする。

(1) 受注者は、 上記３の業務実施期間前までに、発注者及び現在の受注者から、引継を受けなければならない。

(2) 新たな契約により受注者が交代する場合、発注者及び新たな受注者に対し、新たな契約による業務開始日前までに、誠実に引継を行わなければならない。

14　その他

(1) 改修工事等により本業務に係る業務内容等の変更が生じた場合は、契約の変更又は解除を行うことがある。また、発注者は、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた際は、発注者受注者協議して定めるものとする。